

IASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2015年6月に開催された保険契約に関する
IASB会議の概要



2015年6月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下の論点の審議を行いました。

- 有配当契約に対する変動手数料アプローチの適用
- 有配当契約に係る契約上のサービス・マージンの事後測定
- 現行IFRS第4号と新しいIFRS第9号の同時適用

1. 有配当契約に対する変動手数料アプローチの適用

(1) 契約上のサービス・マージンのアンロック

保険契約の一般的な測定モデルを適用する場合、企業が保有する有配当契約の裏付資産である投資ポートフォリオから生じる損益は、企業が自ら保有し管理する単独の投資と同じ方法で会計処理されます。しかしながら、有配当契約については、企業は保険契約者に代わって投資ポートフォリオを保有しているのであり、企業の財務諸表上で報告すべき投資リターンは、裏付資産から生じるリターンと保険契約者に支払われる金額の差額である変動手数料相当であるという見解があります。

そこで、IASBスタッフは、以下を提案しました。

- 直接連動の有配当契約について、企業が契約から稼得すると見込む手数料の見積もりに変更が生じた場合、契約上のサービス・マージンを調整するように、保険契約の一般的な測定モデルを修正する

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

(2) 直接連動の有配当契約

保険契約の一般的な測定モデルを修正する場合に、当該修正の適用対象となる直接連動の有配当契約を定義する必要があります。

IASBスタッフは、直接連動の有配当契約の定義を以下の通り提案しました。

- 契約上、保険契約者は明確に特定された裏付資産のプールに関与することが明記されている
- 企業は、裏付資産からのリターンの重要な割合 (substantial share) と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる
- 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分 (substantial proportion) は、裏付資産からのキャッシュフローに連動することが見込まれている

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

(3) 金融市場リスクのヘッジ

リスク管理活動の一環として、金融市場リスク(特に金利リスク)をデリバティブ商品を使用してヘッジしている企業があります。この場合、変動手数料アプローチを適用すると、以下の理由により会計上のミスマッチが生じる可能性があります。

- デリバティブ商品に係る損益は当期純利益に即時認識される
- 保険契約負債の変動は契約上のサービス・マージンの調整として会計処理され、保険カバー期間にわたり当期純利益に認識される

IASBスタッフは、教育セッションにおいて、会計上のミスマッチに対処するためのいくつかのアプローチを検討しました。

- 保険契約の一般的な測定モデルの適用を選択可能とすることで、変動手数料アプローチの適用範囲を限定する
- 保証の価値の変動及び裏付資産の企業持分の変動を、契約上のサービス・マージンではなく当期純利益に認識する
- デリバティブ商品を裏付資産として指定し、裏付資産と保険契約負債の変動の双方を当期純利益またはその他の包括利益に認識する

これらのアプローチの適用方法として、①当初認識時に取消不能な指定とし、かつ／または、②指定した場合には類似契約のポートフォリオに適用を強制する、あるいは③企業のリスク管理活動に応じて指定可能とする、のいずれかの方法が考えられます。

上記3つのアプローチはいずれも、IASBメンバーのうち数人の支持を得ましたが、教育セッションでは意思決定は行われていません。

2. 有配当契約に係る契約上のサービス・マージンの事後測定

有配当契約と無配当契約の違いは、有配当契約は、保険契約者に対して裏付資産のリターンによって変動する支払いを行うという特徴にあります。つまり、有配当契約は、

保険カバーに加えて投資関連サービスを提供する契約であり、投資関連サービスの提供は、①時の経過と②管理対象資産の金額の組み合わせによって影響を受けます。

IASBスタッフは、契約上のサービス・マージンを各期に配分するためには、投資関連サービスは時の経過に従い提供されるものとして取り扱うことがよいと考えています。管理対象資産に基づいてサービスが提供されるものとして取り扱う場合、契約上のサービス・マージンを各期に配分するために、保険契約を保険カバー（時の経過により提供されるサービス）と、投資関連サービス（管理対象資産に基づいて提供されるサービス）に区分する必要があり、これは実務上不可能であると考えているからです。また、保険カバーと投資関連サービスのうち、どちらが主要なサービスであるかを評価するとすれば、実務上非常に複雑となり、また、比較可能性を損なう可能性があるとIASBスタッフは考えています。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

3. 現行IFRS第4号と新しいIFRS第9号の同時適用

(1) IFRS第4号のもとで会計上のミスマッチを低減する方法

新しい保険契約に関する基準書の適用前にIFRS第9号「金融商品」が適用される場合、金融資産の分類が変更されることにより、会計上のミスマッチや損益と資本のボラティリティが一時的に増加するという懸念が寄せられています。例えば、以下のような懸念があります。

- IAS第39号のもとで売却可能資産に分類されていた負債性商品が、IFRS第9号のもとでFVOCIの区分要件を満たさない
- IAS第39号のもとで売却可能資産に分類されていた持分商品が、IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類される

IASBスタッフは、これらのミスマッチは、現行IFRS第4号のもとで適用可能な会計方針の選択、または認められているオプションを選択することによって対処可能であると考えています。例えば、以下のような方法が考えられます。

- シャドー・アカウンティング(shadow accounting)を適用する
- 現在の金利を使用して保険契約負債を測定する
- 新しい保険契約に関する基準書の適用と同様の会計方針に変更する

ただし、上記では裏付資産の企業持分を当期純利益に認識する場合に生じるボラティリティの増大に対処することはできません。そこでIASBスタッフは、以下の方法も合わせて説明しました。

- シャドー・アカウンティングと類似の調整を、裏付資産との契約上の直接的な関係がない場合にも適用可能とする、または、裏付資産との契約上の直接的な関係がある契約について、企業に帰属する損益についてのみ適用対象とする
- IAS第39号に基づく資産価値の変動と、IFRS第9号に基づく公正価値の変動の差額が当期純利益に認識される場合には、同額を負債の調整として認識することを認める

なお、表示や開示の拡充により、ボラティリティの一時的増大は説明可能であるともIASBスタッフは考えています。

IASBメンバーは、会計上のミスマッチの一時的増大に対処する方法を検討することについて指示しましたが、教育セッションでは意思決定は行われていません。

(2) IFRS第9号の適用延期の可能性

新しい保険契約に関する基準書の適用前にIFRS第9号「金融商品」が適用される場合、保険活動の財務報告が利用者にとって理解しがたいものになり、作成者にもコストの負担を強いるものとなるという懸念から、IFRS第9号の適用延期を提案するコメントが寄せられています。

IASBスタッフは、IFRS第9号の適用を保険業界について延期することを検討しました。報告企業または法的事業体、あるいは保険活動についてIFRS第9号の適用を延期するアプローチが考えられますが、それぞれのアプローチによる会計処理の結果が異なるため適用要件を明確化する必要があること、報告企業の一部はIFRS第9号を適用し、他の一部はIAS第39号を適用するような場合の開示要件の策定、企業間の金融商品の移動に関するガイダンスの策定などの課題が認識されています。

教育セッションでは意思決定は行われていません。

4. 今後のスケジュール

IASBは、2015年の残りの期間で、残りの論点について審議する予定です。新しい保険会計に関する基準書の適用日に関する議論は、他の論点の審議が終了した後で再審議されます。最終基準書が2015年中に公表される可能性は、もはやありません。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室
ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.